行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、年齢60歳から80歳の男性、身長156cm、左環指に銀色の指輪

上記の者は、千葉県船橋市高瀬町56番地先船橋市高瀬下水処理場東側歩道（緑地）内において遺体で発見されました。死亡日時は平成23年２月から５月ころ、死因は不詳。身元不明のため遺体は火葬に付し、遺骨は船橋市で保管しております。心当たりの方は船橋市地域福祉課まで申し出てください。

平成23年８月31日

千葉県　船橋市長　藤代　孝七

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢25歳位の男性、身長179cm位、痩せ型、頭髪頭頂部12cm、右腹部に５cm手術痕、左頬ホクロ、白色Ｔシャツ、黒色Ｇパン、茶色革靴、所持金品は現金47,310円、腕時計

上記の者は、平成23年７月16日午前４時頃、豊島区池袋２丁目68番５号のホテルの一室で、窒息死していたものである。

身元不明のため、遺体を火葬に付し、遺骨を保管してあります。心当たりの方は、豊島区保健福祉部生活福祉課まで申し出て下さい。

平成23年８月31日

東京都　豊島区長　高野　之夫

公示送達

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定による市原都市計画事業姉崎駅西口土地区画整理事業に係る下記の者に対する換地処分通知は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第１項の規定により、書類の送付に代えて通知の内容を次のとおり公告します。

平成23年８月31日

市原都市計画事業
姉崎駅西口土地区画整理事業
施行者　市原市
代表者　市原市長　佐久間隆義

記

１．書類の送付を受けるべき者の氏名及び住所
(1)　氏名　磯田八十吉
　　住所　千葉県市原市姉崎278番地
(2)　氏名　村中持
　　住所　未保存のため住所不明
(3)　氏名　小泉兼太郎外６人
　　住所　未保存のため住所不明
２．通知の内容
　土地区画整理法第103条第１項の規定により、市原都市計画事業姉崎駅西口土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり換地処分をします。
　なお、換地明細書・各筆各権利別清算金明細書・位置図・換地図の原本につきましては、千葉県市原市姉崎海岸49番地１にある、姉崎区画整理事務所に備え置き、その写しを本土地区画整理事業18街区１画地にある仲町町会川岸区掲示板に掲示してあります。
(1)　この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
(2)　この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、市原市を被告として（訴訟において市原市を代表する者は市原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、平成二十三年八月一日付株主総会の決議（書面によるみなし決議）により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都千代田区丸の内三丁目二番三号富士ビル六階
アイアンナゲットホールディングス株式会社
代表清算人　山﨑　養世

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号赤坂溜池タワー九階
アトラス一般社団法人
代表清算人
リチャード・ジェイ・ライトネック

解散公告

当社は、平成二十三年八月十日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都港区赤坂二丁目一七番五〇号
株式会社アールグレイ
代表清算人　佐々木和恵

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都千代田区内幸町一丁目一番一号
東京アップタウン特定目的会社
代表清算人　田中　賢一

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十日付社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都港区虎ノ門三丁目八番二一号
道玄坂キャピタル特定目的会社
代表清算人　松澤　和浩

解散公告

当社は、平成二十三年五月十日付株主総会の決議（会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）により平成二十三年五月十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都新宿区西新宿三丁目七番一号
サイビームジャパン株式会社
代表清算人　竹原　茂昭

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十日付の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
ジャパン・アセット・ファイブ・ホールディング特定目的会社
代表清算人　山田　智明

解散公告

当社は、平成二十三年八月三十日付の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月三十一日

東京都江東区亀戸六丁目五六番一五号
合同会社ジャパン・アセット・ファイブ・プロパティーズ
清算人　山田　智明